

徳島県規則第五十九号

徳島県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年五月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成十三年徳島県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「動物愛護監視員」を「動物愛護管理監視員」に改める。

「第五節 動物愛護監視員」を「第五節 動物愛護管理監視員」に改める。

別表第二の第一の備考及び第二の一の備考に次のものを加える。

4 この表の異なる2つの区分に属する特定動物が交雑することにより生じた動物の特定飼養施設については、この表に掲げる順序に従い、その異なる2つの区分のうち先に掲げられた区分に応じた基準を適用する。

別表第二の第三の備考を次のように改める。

備考

1 この表に定める特定飼養施設の材料については、当該材料と同等以上の強度、耐久性等を有すると認められる他の材料をもつて代えることができる。

2 この表の異なる2つの区分に属する特定動物が交雑することにより生じた動物の特定飼養施設については、この表に掲げる順序に従い、その異なる2つの区分のうち先に掲げられた区分に応じた基準を適用する。

別表第二の第三の備考に次のものを加える。

4 この表の異なる2つの区分に属する特定動物が交雑することにより生じた動物の特定飼養施設については、この表に掲げる順序に従い、その異なる2つの区分のうち先に掲げられた区分に応じた基準を適用する。

様式第一号中「第6号」を「第7号の2」に、
「 法人の役員」を「 法人の役員
法第12条

第1項第8号及び第9号の環境省令で定める使用人」
に改める。

様式第四号中「第27条第1項第2号イ」を「第27条第1項第3号イ」に改める。

様式第十一号(表)中「動物愛護監視員証」を「動物愛護管理監視員証」に改める。

附 則

1 この規則は、令和二年六月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第百五十二号）第三条第二項及び第五項の規定により行う許可に係る特定飼養施設の基準については、改正後の徳島県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則別表第二の規定の例による。